

雇用創出支援事業

1 事業概要

農業法人等が規模拡大・経営多角化等により、新たな雇用の受け皿となる場合に必要な施設等の整備を行う場合や、周年雇用ができない農業法人等が、雇用期間を調整し、年間雇用を可能とし、雇用の受け皿となる場合に必要な施設等の整備を支援する。

2 事業主体

- ア 農業法人、認定農業者、認定農業者等で構成される組織（集落営農組織、広域連携組織を除く）
- イ 過去に本事業で採択されたことのない者

3 補助率

1 / 3 以内

補助金上限額：2,500 千円（補助対象事業費 1 施設等当たり 300 千円以上）

4 事業内容

ア 規模拡大による雇用者の増

例) 水稲大規模法人が、借地、作業受託を拡大することによるコンバインの導入

80ha → 100ha に規模拡大 → 20ha 増加に対応するためコンバイン増台 → 1名雇用

イ 経営の多角化による雇用者の増

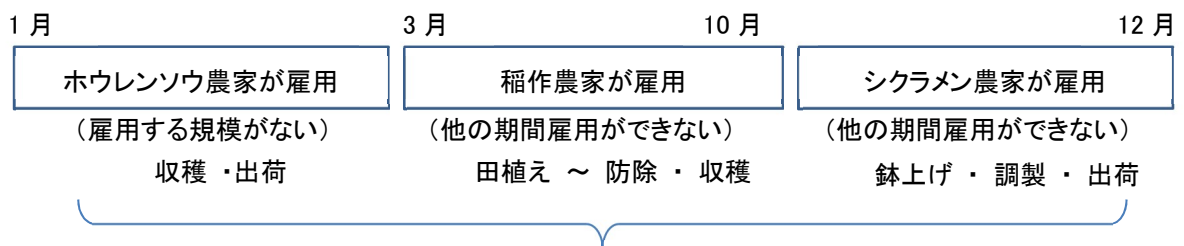
例 1) 農業法人が新規作目を導入することに伴うハウスの設置

花き生産 → ホウレンソウを新たに栽培 → ハウスの設置 → 1名雇用

例 2) 認定農業者が直売用野菜を導入することに伴う直売所の設置

水稲中心 → 露地野菜を新たに栽培 → 共同直売所の設置 → 1名雇用

ウ 周年雇用できない複数の農業法人等が雇用調整することによる年間雇用の実施



ホウレンソウ農家がハウスを増棟することで周年雇用体制を構築(3者の組織で雇用)

・農業生産工程管理（GAP）の取り組み

経営管理に資する取り組みとして、農業生産工程管理（GAP）に取り組むことを規定。経営品目が農林産物の場合は、島根県版GAP「安全で美味しい島根の県産品認証制度」（美味しまね認証）に準拠した農場管理に取り組み、事業実施後1年以内の認証取得を目指すよう規定。非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」その他の作物（非食用）に準拠した農場管理に取り組むこと。